様式第1号

会 議 録

会議の名称	令和5年度 第2回 所沢市成年後見制度推進検討委員会
開催日時	令和5年11月16日(木) 10時00分 ~ 11時05分
開催場所	所沢市こどもと福祉の未来館 多目的室3・4号
出席者の氏名	飯村 史恵(委員長)、笹原 文男(副委員長)、近藤 宏一、髙野 香、 行武 綾子、内野 孝雄、一色 義直、溝井 光正、中川 博之、黛 浩一郎、 田中 保子
欠席者の氏名	小野寺 健、梅本 晶絵、髙橋 清子
説明者の職・氏名	地域福祉センター 主査 新井 一也、主任 竹村 俊朗
議題	(1) 所沢市成年後見制度利用促進基本計画の中間評価について (2) その他
会議資料	【配布資料】 - 会議次第 - 委員名簿、席次表 - 資料 1: 市計画の中間評価について - 資料 2: 成年後見センター作成リーフレット
担当部課名	福祉部 地域福祉センター 電話 04 (2922) 2115 地域福祉センター 参事 菅原 聖二 地域福祉センター 主査 新井 一也 地域福祉センター 主任 伊藤 庸介 地域福祉センター 主任 竹村 俊朗

様式第2号

様式第2号	7
発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
	1. 開 会
事務局	開会を宣言した。
	2. 新任委員の紹介
	令和5年7月1日付けで委嘱された委員を紹介した。
	(委員)
	欠員 → 髙橋委員(相談支援事業所こみゆーと)
	3. 会議の運営方法に関して
	①会議の公開・非公開について(原則、公開とする)
	②会議録の記録方式について(発言者名は公開とし、要約方式で記録する)
	③会議録の確定について(委員長に署名・承認を得て、確定する)
	4. その他
	①傍聴希望者の確認
	傍聴希望者なし。
	②資料の確認
	配付資料を確認した。
	5. 議 題
	1. 所沢市成年後見制度利用促進基本計画の中間評価について
	~資料1を用いて説明~
事務局	市計画の各指標の実績についてヒアリングした結果を報告した。
	【施策目標 1 「成年後見制度の周知・啓発」】
	(概要)
	・ 出前講座の開催形態については数十人規模の大きいもの、数人規模の小さいものと
	多様化し、小規模のものについては、質問がしやすく理解がより深まるというメリッ
	トが見受けられ、開催形態の1つとして積極的に活用できるものとわかった。
	・ 成年後見センターの出前講座について周知したことにより、出前講座の増加、成年
	後見センターの認知度の向上、相談件数の増加に繋がったと考えられるが、相談者の
	属性を見ると、家族・関係機関からの相談が多くなっており、何かしらの困りごと・
	問題が表面化してきている人が少しずつ増えてきている、ということがわかった。
	・ 将来的に制度利用に至る可能性のある人は年々増加しており、それぞれが抱えてい
	る問題の複雑化と併せて非常に福祉関係者の業務を圧迫していきている、ということ
	がわかった。
	・ 成年後見センターでは後見人等からの相談も随時対応しているが、後見人等は家庭
	裁判所に直接相談する機会が多く、成年後見センターへの相談のニーズは制度利用前

が高いと考えられる。

・ 上記を踏まえ、後期3年間では成年後見制度のメリット・デメリットも含めて正しく理解いただけるよう、引き続き周知・啓発を強化していくが、成年後見制度以外の周辺制度や「元気なうちに自分で備えることの重要性」についても併せて啓発を行っていくこととする。

【施策目標2「利用しやすい環境整備と担い手の支援」】 (概要)

- 担い手の支援として、親族後見人情報交換会や法人後見実施団体の情報交換会を開催した結果、相談のニーズは制度利用開始前が高いことがわかり、また、法人同士での連携体制が少しずつ構築され始めた。
- ・ 市長申立てについては、潜在的なニーズは増えてきているものの、市長申立てに至 るきっかけ、タイミングは人それぞれ異なるため、ただちに増加するかは未知数であ るが、市長申立てに至るプロセスの中で目詰まりが起きないように行政も含め福祉関 係者間での連携を引き続き強化していく必要がある。
- ・ 制度利用が必要な方をスムーズに申立てに繋げていくと同時に、制度を利用しなく ても解決が出来る事項については問題を切り分け、適切な対応策を示していく必要性 がある。
- ・ 上記を踏まえ、制度利用開始前の相談ニーズに対応できるよう相談や申立支援を強 化することとする。

【施策目標3】

(概要)

- ・ 本人の問題意識の欠如、制度利用の拒否による状況の膠着等により、福祉関係者の 労力と時間が大幅に割かれることから、負荷を分散するために複数の関係機関で連携 をとれる体制づくりや早期発見の仕組みづくりが重要である。
- ・ 上記を踏まえ、後見人等情報交換会を土台として進めている地域連携ネットワーク づくりに多機関を巻き込めるよう関係性を構築していくこととする。

近藤委員

資料の中に指標の達成率が記載されているが、達成率の算出式を記載するとよりわかりやすい。後見人等からの相談件数の少なさについては、事務局の説明のとおり後見人等が家裁に直接相談する機会が多いと考えられる。9月に弁護士会と家裁で意見交換会を開催し、後見人等の相談窓口として所沢市成年後見センターや弁護士の無料相談があるということを弁護士会から広報した。

また、市長申立てをした場合に、どれくらいの割合で報酬助成の対象となってくるか。

事務局

令和4年度の報酬助成の実績は35件であり、全て市長申立てをした方である。

近藤委員

施策目標3の指標に「専門職による無料相談における成年後見人等の相談回数」とあるが、数値として何をカウントしているのか確認したい。

事務局 専門職による無料相談会の実施回数をカウントしている。

近藤委員 相談できる体制が整っているということをカウントしているということか。

事務局 そのとおりである。

飯村委員長 報酬助成について所沢市の場合は、市長申立ての方のみが報酬助成の対象となっているのか。

007/3

近藤委員

事務局 市長申立ての方については、高齢者、知的・精神障害者の方いずれも報酬助成の対象となっている。知的・精神障害者の方については、本人申立てや親族申立て等の方についても報酬助成の対象となっているが、現時点で高齢者については本人申立てや親族申立て等の方は対象になっていない。

笹原副委員長 令和4年度の報酬助成の実績は35件とのことだが、市長申立て全件数のうち助成した件数は35件ということか。

事務局 そのとおりである。単年度に35件市長申立てを行って、それに対し報酬助成したということではない。

笹原副委員長 市長申立てでも報酬助成の対象とならないケースもあるのか。

事務局 助成にあたり資産要件を考慮しているため、市長申立てであれば必ず報酬助成になる ということではない。

笹原副委員長 資産要件の詳細はどのようなものか。

事務局 家裁の報酬付与審判日時点の預貯金・現金の総額から、後見報酬を控除した場合に預 貯金・現金の総額が55万円に満たない方が対象となる。

中川委員 親族がいないという場合に市長申立ての対象となるのか。

事務局 親族、身寄りがない方のほか、例えば虐待等によって、親族からの支援が望めないと いう方も市長申立ての対象となる。

報酬助成した35件は全て市長申立てということであったが、知的・精神障害者の方は本人申立てや親族申立て等も助成対象となっている。令和4年度は実績がなかったということか。また、実績が少ないことに対して市としてはどのように分析しているか。

事務局 知的・精神障害者の方の本人申立てや親族申立て等に対する令和4年度の報酬助成の

実績は10件未満と聞いている。この実績についてどのように捉えているかというところについては、預貯金等の資産があり対象から外れる方もいる一方で、周知が行き届いた上での実績値かといわれるとそうでない部分もあると考えている。

田中委員

報酬助成について、知的・精神障害者の方については市長申立て以外の本人申立てや 親族申立て等も対象となっている一方で、高齢者は市長申立てのみが対象となっている が、運用に違いが生じている背景は何か。

事務局

運用に違いが生じている背景については、わかりかねる。

飯村委員長

報酬助成がどのような枠組みで行われるのかということは、市民にまず理解していただくべき事項であるとも考えられるので、一度本委員会において市長申立てや報酬助成の要件や実績、今後の検討事項等について事務局で整理して委員に提示してもらうのがよろしいかと思われる。

事務局

承知した。事務局で整理したい。

黛委員

社協職員が行った出前講座のアンケートで、「具体的な例示がありわかりやすかった」とあり、いかにわかりやすくするかということが周知啓発においては非常に重要であると思う。相談についても、聞きなれない用語を多用することにより、相談者が心を閉ざしてしまうということもあるため、相談者が普段聞きなれない専門用語をいかにわかりやすく伝えるかということが重要である。

中川委員

自身が所属している団体でも知的障害者、精神障害者、高齢者と対象者別に出前講座を行っているが、特に若い親で、親族は後見人になれないと思っている方が比較的多いと感じている。また、未成年の段階で親が任意後見契約を結ぶという方法を推奨している方のセミナーを聞いて、任意後見契約を成人する前に締結しなければならないのか、という相談が寄せられることもある。特に特別支援学校や放課後等デイサービス等を利用されている方に多く、そのような相談が寄せられた場合は、そうではないとお伝えしているが、十分に理解しないまま、慌てているという様子の親も非常に多いと感じている。任意後見を推進していくということについては、前向きに捉えているが、市では任意後見の受任者数等の数字を把握しているか。

事務局

さいたま家裁から提供されている情報だが、令和4年12月末時点で、所沢市で任意 後見制度を利用されている方は7名であった。また、令和4年の任意後見監督人選任の 申立件数は2件であった。任意後見契約発効前の件数等については把握していない。

中川委員

任意後見契約発効後の件数を主に把握しているということか。

事務局

そうである。

飯村委員長

成年後見制度は元々が相当わかりにくい制度でもある。利用を検討している方に対し、その仕組みをわかりやすく伝えるために、どのような資料がよいのか、どのように説明したらわかりやすいのかということを、このような場で助言いただくことも大切である。家庭裁判所に申立てをするという行為がそもそも日常的ではないためわかりづらいということも考えられるが、制度利用に至るまでの道筋を理解いただけていない部分もあるかと思うので、それをわかりやすく伝えるためにどのような工夫をしたのかというところが評価に繋がるのではないか。

笹原副委員長

先日近隣市で、講談師が成年後見制度についてわかりやすく説明するという講座が開催された。また、内容を精査する必要はあるが、昨今では Youtube に制度について説明している動画もあるので、若い世代がよく使うツールの利用も検討するとよいのではないか。

飯村委員長

インターネット上の情報は玉石混交であるため、情報を整理するという役割も大切で ある。

事務局

成年後見制度については厚生労働省のホームページに後見はやわかりというWeb サイトがあり、自治体、関係機関、ご家族や支援者等、カテゴリーごとに情報がまとめられている。実際の利用者の方の声や動画がアップロードされているので、市民向け講座の中では、信頼できる情報源として、例えばこのようなWeb サイトがあるということは情報提供している。インターネット上には、様々な情報が溢れており、正しいものとそうでないものというものがあるので、市民の方々には信頼できる情報源を引き続き伝えていきたい。

行武委員

自分自身は任意後見の経験しかないが、業務の特性上1人で何十人も対応できるものではないので、高齢者の増加と併せてなり手の確保ということが課題となってくる。そういった観点で、市は市民後見人の育成についてどのように考えているか。

事務局

なり手の確保については市としても非常に重要であると考えている。市民後見人については、平成27年度から28年度に養成講座を実施し、18名の方が修了、令和3年度に本市で初めて市民後見人の方が1名選任された。本市に限らず全国どこの自治体でも課題になっていることだが、本市においても修了した方々の活躍の場の確保が課題となっている。養成講座を修了したものの、マッチングが難しいということもあり、実際に選任されるケースは少ないという実態があるので、社協の法人後見支援員やあんしんサポートねっと支援員として活躍いただく等、引き続き活躍の場について検討を重ねていく必要があると考えている。

行武委員

成年後見制度についてはメリット・デメリット、なり手の問題等もあるため、相談を 受ける中で、急がないのであれば成年後見制度の利用をあまりお勧めしていない。成年 後見制度の利用促進については国が定めた方針等に沿って進めているところではあると 思うが、市としては成年後見制度の利用促進を行って、どのような着地点を目指しているのかを説明して欲しい。

事務局

市としては、「真に成年後見制度の利用を必要とする方が、適切に制度の利用に結び付くこと」を目指している。利用促進という言葉が誤解を生んでいる側面もあるが、現時点でまだ制度利用が必要ないという方や他の代替手段がある方に対し、成年後見制度の利用を推奨するということではない。真に制度利用が必要かどうかについてはケースごとに変わってくるが、制度を利用しないとご本人の権利が守られないという状況の方がスムーズに利用できるよう体制の整備、関係者との連携の強化を行っていきたいと考えている。

飯村委員長

本委員会においてどこを目指していくのかという方向性について共通理解を持つことが重要である。今後もそのあたりがよりわかりやすい資料の作成について検討いただきたい。

2. 「その他」

~資料2を用いて説明~

事務局

今後のスケジュール等について説明した。

- ・所沢市成年後見センターのリーフレットのリニューアルについて
- ・所沢市「わたし」の整理帳(エンディングノート)の広告募集について
- 次回開催予定について(令和6年1月24日(水)10時~)

6・閉 会

笹原副委員長

障害者権利条約から見ると、成年後見制度は否定的に捉えられている。国も民法の改正を検討しており、そういった流れも踏まえて地域で権利擁護の課題に取り組んでいくことになろうかと思われるので、引き続き事務局には情報収集し本委員会で提供していただきたい。

事務局

閉会を宣言した。